

藍住町競争契約入札心得

最終改正 令和2年12月28日

(目 的)

第1条 建設工事等の競争入札を行う場合において、入札参加者は藍住町財務規則（昭和36年規則第14号）及び藍住町建設工事標準請負契約約款等に関する規則（令和2年規則第24号）その他法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

(入札に関する留意事項)

第2条 入札参加者は、設計書、図面、仕様書並びに現場等を熟知の上、入札するものとする。なお、設計書、図面、仕様書等について疑義があるときは、入札日の前日までに関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書記載金額は、特に指示のない限り、契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。

3 入札参加者は、入札執行時に「藍住町工事費内訳書取扱要領」の定めるところにより、入札書に併せて工事費内訳書を提出しなければならない。

4 入札書及び工事費内訳書は、封筒に入れ、工事名及び入札者の氏名を表記し提出する。

5 入札書及び工事費内訳書は、提出した後はその引換え、変更、又は取消しをすることができない。

6 第6条の各号により入札が無効となった者又は予定価格並びに最低制限価格に110分の100（軽減税率対象物の場合は108分の100）を乗じて得た価格の範囲外の入札書記載金額で入札をした者は、当該入札に係る再度入札に参加することができない。

7 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出しその代理人の名において入札するものとする。

8 落札者は、当初請負金額500万円以上の工事において、金銭的保証を付する。

(入札の辞退)

第3条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するとき、指名を受けた者は、次の各号に掲げるところにより、その旨を申し出るものとする。

(1)入札執行前にあっては、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2)入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者又は疑いのある者は、この限りではない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 記名押印のない入札
- (2) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (3) 同一事項に対してした二通以上の入札
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (6) 入札金額を訂正した入札及び入札の日付を誤り、又はその記載のない入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(契約に関する留意事項)

第7条 契約の締結及び履行については、藍住町財務規則及び藍住町建設工事標準請負契約約款等に関する規則並びに次の各号の事項を遵守すること。なお、これらの規定に反した場合には、契約解除、指名停止等の措置を講じるので留意すること。

- (1) 工程表を契約締結後7日以内に提出すること。
- (2) 契約の履行について、一括下請負は禁止する。